

令和3年度 税制改正要望 (案)

一般社団法人 飯田法人会

新型コロナウィルス感染拡大が予期せぬ形で全世界に蔓延し、生活や経済に計り知れぬ影響を与えている。

安倍政権発足以降、国内景気はおおむね好転しているといわれてきたが、現在はこのコロナウィルス感染の収束がいつ成されるかが、景気動向の当面の重要な要素となっている。

グローバルな経済構造の中で、海外経済の減速や不確実な政情変動に今回のコロナウィルスが加わり、国内では生産や消費両面から景気の減速感が強くなっている。直近の景況判断も「景気が急速に悪化」と捉えられており、社会全般のこれから動きも極めて不透明で、社会全体の一層の連携が必要となっている。

我が国の経済の基を支える中小企業の景気浮揚と、経営基盤の維持や雇用の機会・確保、またコロナ感染症緊急事態後にも続く経済対応への政策的誘導を期待し、中小法人を対象とする税制について次の通り要望する。

I. 法人税について

1. 法人実効税率

法人実効税率は、目標としていた30%は28年度に実現し、30年度には29.74%に引き下げられた。

しかしこの税率は、先進諸外国と比較した場合、未だ高い水準にあると言える。企業活動の活性化や海外進出の抑止、また海外からの投資促進などのため、法人実効税率の更なる引き下げを図り、国際的に遜色のないものとすべきである。

2. 外形標準課税

外形標準課税は、応益課税としての性格の明確化や安定税収確保等を目的に、現在は資本金1億円超の法人に適用されている。

今後の動きとして、本課税適用対象のあり方や課税ベース等に更なる検討がなされるが、課税対象範囲の拡大が措置された場合、一般的に人件費比率の高い中小法人の経営圧迫や地域の雇用対策にも影響を及ぼすことになり、経営基盤の脆弱な地方の欠損企業にとっては大きな負担を強いられることとなる。

中小法人が地域において存続・継続できるために、資本金1億円以下の中小法人に対する適用に反対する。

3. 事業承継税制

平成25年度改正において、相続税等の納税猶予制度に関する事業承継税制は緩和・簡素化されてはいるが、未だ制約条件も多かった。

特に、「5年間平均で8割以上」の雇用維持については、事業承継を機に計画する合理化等経営改善策が制限されることにもなりかねなかつた。

平成30年度改正において、事業承継税制は、平成30年4月1日を起点として、「5年間において事業承継計画の策定を認定支援機関の支援を得て作成」し、「10年間において事業承継計画を実行」することをはじめ、事業承継者の拡大や従業員の維持基準の実質的撤廃により、事業承継の円滑化が図られた。しかしながら、当該期間以降に事業承継が発生する中小企業においては、この恩恵を受けることが出来ないので、当該期間の延長、又は恒久制度化を望むものである。

4. 少額減価償却資産の取得基準の引き上げ

少額減価償却資産の損金算入取得価格基準は10万円であるが、取得価格20万円未満の3年間償却を行う一括償却資産制度や、30万円未満の取得時全額損金算入方法など各々の利用制度がある。その都度の手続き等事務が煩雑になっている。

少額減価償却資産取得基準の現行10万円未満を一律30万円未満とし税制の簡素化を図ること。

5. 機械装置等の減価償却方法について選択適用の維持

現行の減価償却方法は、定率法と定額法の何れかを選択する。これを定額法に一本化を目指す議論がある。しかし、定率法の廃止は、設備投資の意欲を減ずることに繋がりかねない。

機械設備はその必要性に基づき設置するものであり、投資の効果もその設置時期近辺に大きいことが通常である。耐用年数に応じ均等にその価値が減ずるものではない。

よって、減価償却の方法は現行の選択適用を認めるべきである。

6. 欠損金繰越控除額の縮減を中小法人に適用しないこと

平成27年の税制改正において、青色欠損金の控除限度額が平成30年には、所得金額の50%相当額まで段階的に引き下げられることとなった。現行ではその適用は中小法人以外の法人となっている。

経営基盤が安定していない中小法人の業績回復が順調になされるためにも、今後とも適用は中小法人以外の法人に限定することを要望する。

7. 電話加入権の無税償却

電話加入権は非減価償却資産として貸借対照表に計上されている。

10年間休止された電話加入権が、NTTにおいて実質的に消滅していることもあります、電話加入権の売買も、資産価値もないため無税償却を要望する。

8. 退職給与引当金、賞与引当金の損金算入制度を増設すること。

退職給付引当金、賞与引当金は、一般に公正妥当と認められた会計基準が支持し、中小企業会計指針、中小企業会計基本要領においてもこれを推進することが理念的に適切妥当であるとする根拠を有するものである。退職給付引当金に関しては、就業規則等に基づく労働法規上も制約拘束される法的債務として認識する以上、これを否定することの妥当性は見いだせない。また、賞与引当金についても、就業規則

等により、支給条件が規定されている条件債務たるべきもので、事業年度末までに支給の明示がなされているものは、債務の認識として引当計上されることは当然であって、損金算入を認めるべきである。

9. 災害関連税制の確立

近年、地震や台風等による災害が発生し、また本年は新型コロナウィルス感染症の発生により人命ばかりでなく社会、経済に多大な影響を及ぼしている。このような災害等に対処できるような災害関連税制の確立を要望する。

新型コロナウィルスの感染拡大防止のため休業した事業者への協力金は、税務上益金として扱うようあるが非課税となるよう要望する。

II. 消費税について

1. 単一課税制度を維持

軽減税率制度は、令和元年10月1日より導入されたが、法人会では従来からの要望通り単一課税制度とすべきであると考える。

- ① 適用範囲や品目の設定や理解が困難である。
- ② 軽減税額のもたらす恩恵は低所得者に限定されない。
- ③ 軽減税率導入により税収は減少し、社会保障制度へ影響する。また、更に税収増の方策がたてられることになりかねない。
- ④ 事業者の仕入れ販売に係る事務負担が極めて煩雑となり、実務上の混乱が生じている。またインボイス制度の導入に伴い、小規模事業者が適正に対応することは、事務量や対応時間、処理能力等からみて難しい。対応が困難な小規模事業者が課税事業者の選択を行なえない場合、事業自体の存続が不可能となりかねない。
- ⑤ 対応のために諸設備や伴う出費が必要で、零細企業を圧迫する。

2. 消費税申告の簡素化（複雑性、煩雑性の緩和）

軽減税率制度の導入により消費税の税率は複数税率化することとなった。取引を標準税率のものと軽減税率のものに区分する必要がある。取引の課否判定の他に税率判定の事務負担も増大した。

簡易課税制度についても課税売上高を6種の事業区分に細分化しなければならず制度が複雑化しており簡易課税といえるような制度からほど遠くなっている。

消費税の申告書においても付表の種類が増え煩雑性が増している。

したがって、制度の簡素化、更には単一課税制度への転換を望む。

3. 消費税届出書及び申請書の提出期間を見直すこと

経済環境の変化するサイクルがますます短くなる中で、その課税期間の開始前日までに消費税に関する適切な判断をすることは非常に困難になってきており、納税額に大きな差異が生じるなど、事業者に大きな負担を強いている。従って、各種届出書及承認申請書の提出期限は、その適用を受け入れようとする課税期間に係る確

定申告書の提出期限までとすべきである。

III. その他

1. 印紙税

電子取引が一般化しペーパレスが進展しているなかで、紙ベースを媒体とする文書に課税する印紙税は公平性に欠ける。廃止するか、なお一層の負担軽減を図るべきである。

2. 間接諸税

酒税・たばこ税・揮発油税等個別間接税の負担は、消費税10%の実施により更に重くなった。消費税との二重課税の状態にある酒税・たばこ税・揮発油税等個別間接税を廃止すべきである。

3. e-Tax、eLTax普及定着について

資本金1億円超の大法人については2020年より電子申告することが義務化された。中小企業においては、すべての企業が電子申告納税制度を導入できる環境が整っているとはいえないでの、施策として電子申告の普及定着が推進されるよう支援し、電子申告の有益性を周知することを要望する。